

八王子市立第五中学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、本校の生徒により組織され、八王子市立第五中学校生徒会と称する。

第2条 本会は本校教育のねらいに基づいて、生徒相互の生活を向上させ、楽しい中学校生活を築くことを目的とする。

第3条 本会には次の組織をおく。

生徒総会、生徒議会、本部役員会、専門委員会。

第4条 本会には原則として次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、執行委員4名

第5条 本会ならびに各組織は顧問教諭の指導と助言を受けて活動する。

第2章 組 織

第6条 生徒総会

本会の最高議決機関で、全会員をもって構成し、会則の改廃その他必要事項の決議をする。必要に応じて会長が招集する。また会員の5分の1以上の要求があった場合、会長はこれを招集しなければならない。

第7条 生徒議会

- (1) 総会につぐ議決機関で会長の要請により議長がこれを招集する。また議員の3分の2以上の要求があった場合、議長はこれを招集しなければならない。
- (2) 本部役員、議長団、学級委員、専門委員会委員長によって構成する。組織、運営については生徒議会が別に定める。
- (3) 生徒議会は止むを得ない場合、生徒総会に代わることができる。

第8条 本部役員会

本会の執行機関で、生徒会運営の企画立案、生徒総会、生徒議会の決定に従ってその執行に当たる。本部役員会は必要に応じて会長が招集する。

第9条 専門委員会

- (1) 学級・生活・美化・放送・保健・図書委員会の各組織をおく。
- (2) 学級から選出された委員によって構成し、その組織運営については当該委員会で決め、生徒総会で報告する。

第10条 第9条の会に本部役員は出席することができる。

第3章 役 員

第11条 役員は、生徒会本部役員選挙細則に基づいて選出する。各役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は生徒会を代表し、生徒会全般の仕事をする。
- (2) 副会長は会長を助け、会長が事故あるときにその代わりをする。
- (3) 執行委員は生徒会に関係のある仕事を行う。

第12条 各役員の任期は10月1日より1ヶ年とする。ただし解任の場合はその任期終了前に終了する。再選を妨げないが、原則として他の役を兼ねてはならない。

第 13 条 役員の解任は、生徒会員の 5 分の 1 以上の署名をもって発議され、生徒総会にて、出席生徒の 3 分の 2 以上の賛成をもって解任となる。

第 4 章 補 則

第 14 条 本部役員の選出方法その他必要ある場合は、生徒議会の議決により別に細則を定めることができる。

第 15 条 本会則の変更は生徒総会の議決による。

第 16 条 この会則は昭和 26 年 12 月 22 日より施行する。

この会則は昭和 47 年 4 月 1 日より改正施行する。

この会則は平成 31 年 4 月 1 日より改正施行する。

この会則は令和 8 年 10 月 16 日より改正施行する。

生徒会本部役員選挙細則

第1章 総 則

第1条 本部役員の選出は、生徒会会則およびこの役員選挙細則に基づいて選挙管理委員会が行う。

第2条 選挙管理委員は、全会員の中から選出する。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は、本部役員の選挙に関するすべての事項を処理する。

第4条 選挙管理委員会は、互選によって委員長を決める。委員長は選挙に関する最高責任者として選挙管理委員会を召集し、次のことを行う。

- (1) 選挙の公示。
- (2) 立候補の受付け。
- (3) 申請候補者および推薦候補者の審査。
- (4) 候補者氏名一覧表の作成掲示。
- (5) ポスター、公報および放送等選挙活動の管理。
- (6) 投票用紙の準備および開票。
- (7) 投票場の設置および撤去。
- (8) 投票結果の発表および公示。
- (9) その他選挙に関するすべての事項。

第5条 選挙管理委員の任期は、選挙管理委員会の設立された日から選挙終了の日までとする。

第3章 役員の選出

第6条 本部役員は、立候補者の中から全会員の投票によって選出する。

第7条 本部役員選挙の立候補者には、立候補者1名につき1名の責任者をおかなければならない。

第8条 原則として本部役員の構成は会長（2年1名）・副会長（1、2年各1名）・執行委員（2年2名、1年2名）とし、選出は役職ごとの立候補制とする。

第9条 立候補者の数が第8条に定める各役職の定数を超える時は、単記無記名投票による選挙を行い、有効投票の最多数を得たものから順次その定数に達するまでのものを当選人とする。

第10条 立候補者の数が第8条に定める各役職の定数と同数であるときは、信任投票を行い、有効投票数の過半数の信任をもって当選とする。

第11条 第9条の規定による投票において、得票数が同じである候補者がいるとき、その投票の日から3日以内に決選投票を行い、当選人を決定する。また、第10条の規定による信任投票において過半数の信任を得られなかったものがあるときは、その投票の日から7日以内に、改めて候補者の募集を行い、選挙を行う。

第12条 本部役員選挙について、立候補の手続き、選挙活動、投票のしかた、その他細部については、選挙管理委員会の指示に従うものとする。

第4章 補 則

第13条 この細則の変更は、会則第15条による。

第 14 条 この細則は、平成 3 年 11 月 16 日より施行する。

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日より改正施行する。

この会則は令和 8 年 10 月 16 日より改正施行する。

生徒会各種細則

(生徒総会と本部役員会の細則を新設、各専門委員会の細則の形式をそろえて現状に見合った仕事内容に変更)

第1章 生徒総会

- 第1条 生徒会の最高議決機関で、会長の招集に応じて開く。
- 第2条 会員の5分の1以上の要求があった場合は、会長はこれを招集しなければならない。
- 第3条 生徒総会は全会員をもって構成する。
- 第4条 生徒総会の議長及び副議長は、原則として生徒議会の議長団をもって充てる。
- 第5条 生徒議会は次のことを行う。
- (1) 会則の改廃の審議。
 - (2) 各種専門委員会の活動方針の審議。
 - (3) その他必要事項の決議。

第2章 生徒議会

- 第6条 生徒総会に次ぐ議決機関で、議長の招集に応じて開く。
- 第7条 委員の3分の2以上、または本部役員会からの要求があれば、議長はこれを開かなければならない。
- 第8条 生徒議会の構成は次の通りとする。
- 本部役員・学級委員（各学級2名）・専門委員会委員長
- 第9条 生徒議会の議長及び副議長は本部役員をのぞいた議員の互選により決め、その任期は前期、後期とする。再選は妨げない。
- 第10条 生徒議会は次のことを行う。
- (1) 総会で委任されたこと。
 - (2) 生徒会の各組織からの提案事項の審議。
 - (3) その他必要事項の審議。

第3章 本部役員会

- 第11条 生徒会の執行機関で、必要に応じて会長が招集する。
- 第12条 本部役員会には原則として次の役員をおき、各役員の任務は会則第11条による。
- 会長1名、副会長2名、執行委員4名
- 第13条 役員は、生徒会会則および生徒会本部役員選挙細則に基づいて選出する。
- 第14条 役員の任期は会則第12条による。
- 第15条 本部役員会は次のことを行う。
- (1) 生徒会運営の企画立案。
 - (2) 生徒総会および生徒議会における決議事項の執行。
 - (3) その他必要事項の協議。

第4章 専門委員会

第16条 各専門委員会は委員長、副委員長、書記をおく。

第17条 委員の任期は前期（4月から9月まで）、後期（10月から3月まで）とする。

学級委員会

第18条 学級委員会は各学級より選出された2名の委員をもって組織する。

第19条 学級委員会は次の活動を行う。

- （1） 朝礼及び学年集会時の点呼。
- （2） 終学活及び学級会の司会進行。
- （3） より良い学級にするための協議。

生活委員会

第20条 生活委員会は各学級より選出された男女各1名の委員をもって組織する。

第21条 生活委員会は次の活動を行う。

- （1） 生徒の力で規律を作るための話し合い。
- （2） あいさつ運動の実施。
- （3） 着席チャイム点検、服装点検の実施。
- （4） 教室以外で授業を行う際の教室の消灯と戸締まり。
- （5） 学校生活の決まりの改善。

美化委員会

第22条 委員会は各学級より選出された男女各1名の委員をもって組織する。

第23条 委員会は次の活動を行う。

- （1） 学校美化に関する計画立案とその実施。
- （2） 清掃用具の配分及びその管理保管。
- （3） 清掃の点検と評価の実施。
- （4） 校内の整理整頓。
- （5） 個人ロッカーの整理整頓の呼びかけ。

放送委員会

第24条 委員会は各学級より選出された2名の委員をもって組織する。

第25条 委員会は次の活動を行う。

- （1） 朝礼及び全校集会の時の放送準備。
- （2） 朝及び昼食時の放送と企画の実施。
- （3） 諸行事による放送活動。

保健委員会

第26条 委員会は各学級より選出された男女各1名の委員をもって組織する。

第27条 委員会は次の活動を行う。

- (1) 保健、衛生管理。
- (2) 救急処置の記録。
- (3) 心身の健康づくりの計画・立案及び実践。
- (4) 水質検査の実施。

図書委員会

第 28 条 委員会は各学級より選出された 2 名の委員をもって組織する。

第 29 条 委員会は次の活動を行う。

- (1) 図書の貸出しと返却、返却図書の整理、延滞通知等の出納事務。
- (2) 図書・資料の配架、点検、整理整頓。
- (3) 展示物の作成、掲示、装飾。
- (4) 図書館と生徒・学級・学年間の連絡。
- (5) 読書案内、図書の紹介。

第 5 章 補 則

第 30 条 この細則の変更は、会則第 15 条による。

第 31 条 この会則は令和 8 年 10 月 16 日より改正施行する。

生徒会組織一覧

(本部役員会および各種専門委員会には顧問、指導教師をおく)

